

別記 第● 悪臭

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う悪臭が生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする悪臭は次のとおりとする。

ア 悪臭防止法に規定する特定悪臭物質

イ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき臭気指数で表示される悪臭

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、悪臭を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、しゅんせつ等による悪臭が予想される場合

イ 存在・供用時に、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」、「下水道終末処理場の建設」等の対象事業で、施設の稼働等による悪臭が予想される場合

ウ その他悪臭が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 悪臭の状況

「1(1) 環境影響評価の対象」の特定悪臭物質及び臭気指数で表示される臭気の程度のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な特定悪臭物質の濃度又は臭気の強度を把握する。

イ 気象の状況

悪臭原因物の移流及び拡散に影響を及ぼす、次に掲げる事項を把握する。

(ア) 風向

(イ) 風速

(ウ) 気温

(エ) 日射量

(オ) 放射収支量

(カ) 雲量

(キ) その他予測及び評価に必要な事項

ウ 関係法令・計画等

(ア) 環境基本法

(イ) 悪臭防止法

- (ウ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- (エ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- (オ) 横浜市環境管理計画
- (カ) 生活環境保全推進ガイドライン
- (キ) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等
- (ク) その他必要なもの

エ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 悪臭の主要な発生源の状況
- (オ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 悪臭の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により悪臭の状況に変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

悪臭の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 気象の状況

(ア) 調査地域、調査地点

悪臭の予測及び評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る範囲及び地点とする。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(イ) 調査期間、調査時期

気象の状況を適切に把握し得る調査期間、調査時期とする。

(ウ) 調査方法

原則として既存資料の収集整理とし、必要に応じて現地調査を行う。

なお、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ 関係法令・計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

エ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として「ア 悪臭の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 悪臭の影響を最小限にとどめる水準

(2) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

事業特性及び地域特性を考慮し、「1 (1) 環境影響評価の対象」の特定悪臭物質の濃度及び臭気指数で表示される臭気の程度のうちから必要な項目を選択する。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア 悪臭の状況」の調査地域及び調査地点を勘案して、対象となる悪臭の状況を適切に把握し得る地域及び地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

原則として工事に起因する影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

(4) 存在・供用時

原則として対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 悪臭を発生する作業の範囲
- (b) 悪臭原因物の排出量
- (c) 作業条件
- (d) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 悪臭原因物の排出量
- (b) 臭気排出強度
- (c) 排出ガス量
- (d) 稼働条件
- (e) 排出方法
- (f) その他必要な事項

(イ) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

5 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が及ぼす悪臭の影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中、存在・供用時

- ア 施設及び設備機器等に関する措置
密閉化、脱臭装置等
- イ 施設及び設備機器等の稼働・運用に関する措置
清掃、点検等
- ウ 原材料等に関する措置
- エ 関係者への指導・教育に関する措置
- オ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境保全措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

事後調査地域は、原則として予測地域とする。

事後調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。現地調査は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して実施するものとする。

(7) 特定悪臭物質の濃度、臭気指数等の測定にあたっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行う。

(4) 住民へのアンケートによる方法も検討する。